

2018埋計発第4号
2018年4月2日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原燃株式会社
埋設事業部 埋設計画部長
室本 純孝

「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」の内容の一部読み替えについて

2018年4月2日付、2018埋計発第2号にて届け出ました弊社「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」につきましては、青森県地域防災計画の名称変更に伴い、添付資料のとおり読み替えますのでご連絡いたします。

添付資料

「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

「濃縮・埋設事業所埋設事業部原子力事業者防災業務計画」読み替え表（1 / 2）

現 行	読み替え後	理 由
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>この計画において用いる用語の定義は、次に定める。</p> <p>(1) 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。 (略)</p> <p>(26) 地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に基づき作成された青森県地域防災計画（原子力編）及び六ヶ所村地域防災計画（原子力編）をいう。</p> <p>(27) 緊急時対策所 防災業務計画等命令第2条第3項第1号に規定する、原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を総括管理するための施設をいう。 (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>この計画において用いる用語の定義は、次に定める。</p> <p>(1) 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。 (略)</p> <p>(26) 地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に基づき作成された青森県地域防災計画（原子力災害対策編）及び六ヶ所村地域防災計画（原子力編）をいう。</p> <p>(27) 緊急時対策所 防災業務計画等命令第2条第3項第1号に規定する、原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を総括管理するための施設をいう。 (略)</p>	青森県地域防災計画の名称変更に伴う読み替え
<p>第5節 原子力事業者防災業務計画の修正</p> <p>原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、次によりこれを修正する。また、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、青森県知事及び六ヶ所村長に報告する。</p> <p>なお、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、前述の計画の修正にあわせ、修正することとする。但し、埋設計画部長は、軽易な変更が生じた都度、当該変更に係る箇所について、内閣府、原子力規制庁、青森県及び六ヶ所村へ連絡する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、青森県地域防災計画（原子力編）、六ヶ所村地域防災計画（原子力編）に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。</p> <p>(2) 社長は、あらかじめ青森県知事及び六ヶ所村長と協議する。協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、青森県知事及び六ヶ所村長に修正案を提出して行う。この場合において、社長はこの計画を修正しようとする日を明らかにする。</p> <p>(3) 社長は、この計画を修正したときは、速やかに様式1に定める届出書により内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともにその要旨を公表する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、この計画の作成又は修正に関する事項について、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に対し報告できるよう、作成及び修正の履歴を3年間保存する。</p>	<p>第5節 原子力事業者防災業務計画の修正</p> <p>原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、次によりこれを修正する。また、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、青森県知事及び六ヶ所村長に報告する。</p> <p>なお、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、前述の計画の修正にあわせ、修正することとする。但し、埋設計画部長は、軽易な変更が生じた都度、当該変更に係る箇所について、内閣府、原子力規制庁、青森県及び六ヶ所村へ連絡する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、青森県地域防災計画（原子力災害対策編）、六ヶ所村地域防災計画（原子力編）に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。</p> <p>(2) 社長は、あらかじめ青森県知事及び六ヶ所村長と協議する。協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、青森県知事及び六ヶ所村長に修正案を提出して行う。この場合において、社長はこの計画を修正しようとする日を明らかにする。</p> <p>(3) 社長は、この計画を修正したときは、速やかに様式1に定める届出書により内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともにその要旨を公表する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、この計画の作成又は修正に関する事項について、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に対し報告できるよう、作成及び修正の履歴を3年間保存する。</p>	青森県地域防災計画の名称変更に伴う読み替え

「濃縮・埋設事業所埋設事業部原子力事業者防災業務計画」読み替え表（2 / 2）

現 行							読み替え後							理 由
別表 11 原子力防災活動に必要な資料							別表 11 原子力防災活動に必要な資料							
資 料 名	緊急時 対策所	全社 対策本 部室	原子力 事業所 災害対 策支援 拠点	内閣総 理大臣 へ提出	OFC 事業者 ブース	ERC 事業者 ブース	資 料 名	緊急時 対策所	全社 対策本 部室	原子力 事業所 災害対 策支援 拠点	内閣総 理大臣 へ提出	OFC 事業者 ブース	ERC 事業者 ブース	
濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画	○	○	○	○	○	○	濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画	○	○	○	○	○	○	
対策本部要員の名簿表	○	○	○	—	—	—	対策本部要員の名簿表	○	○	○	—	—	—	
濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定	○	○	○	○	○	○	濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定	○	○	○	○	○	○	
廃棄物埋設事業許可申請書及び 廃棄物埋設事業変更許可申請書	○	○	○	○	○	○	廃棄物埋設事業許可申請書及び 廃棄物埋設事業変更許可申請書	○	○	○	○	○	○	
濃縮・埋設事業所の施設の配置図 (低レベル放射性廃棄物埋設施設)	○	○	○	○	○	○	濃縮・埋設事業所の施設の配置図 (低レベル放射性廃棄物埋設施設)	○	○	○	○	○	○	
気象観測資料	○	○	○	—	—	—	気象観測資料	○	○	○	—	—	—	
平常時環境モニタリング関連資料	○	○	○	—	—	—	平常時環境モニタリング関連資料	○	○	○	—	—	—	
被ばく線量の推定に関する資料	○	○	○	—	—	—	被ばく線量の推定に関する資料	○	○	○	—	—	—	
事業所周辺地図	○	○	○	—	—	—	事業所周辺地図	○	○	○	—	—	—	
事業所周辺人口分布図	○	○	○	—	—	—	事業所周辺人口分布図	○	○	○	—	—	—	
原子力災害医療機関に関する資料	○	○	○	—	—	—	原子力災害医療機関に関する資料	○	○	○	—	—	—	
青森県地域防災計画（原子力編）	○	○	○	—	—	—	青森県地域防災計画（原子力災害対策編）	○	○	○	—	—	—	青森県地域防災計画の名称変更に伴う読み替え
六ヶ所村地域防災計画（原子力編）	○	○	○	—	—	—	六ヶ所村地域防災計画（原子力編）	○	○	○	—	—	—	